

学校経営のポイント

“終戦の日”と“憲法の平和主義”

若井 彌一

まもなく8月15日、終戦の日を迎えようとしている。新しい世紀に入って最初の“終戦の日”を迎えるわけであるが、首相の靖国神社への「公式参拝」の是非をめぐる、国内はもちろんのこと、国際的な関心が高まっている。

諸外国、とりわけ韓国と中国の反発の程度を読み誤れば「教科書問題」とともに今後、国際外交上で超難題を抱え込むことになるのは避けられそうにない。

政治的教養の涵養に努めたい

“終戦の日”を登校日にしている小・中・高等学校は皆無と思われるので、別の登校日に機会を見て“終戦の日”について説明し、現行憲法の世界観・国家観についても解説し、これからのわが国のあり方を考えさせる契機としたい。「国際化」が否応なく進む時代にあって、教育基本法第8条第1項にいう「良識ある公民たるに必要な政治的教養」のなかで、国際政治に関する教養の占める重みは増している。この点を考慮に入れて、校長講話の機会等をとらえて、児童・生徒の政治（国内・国際）的関心を喚び起こし、理解を深めさせる政治的教養の涵養の取組みを行いたいものである。

昭和20年、終戦の日を迎えるに先だって、8月14日にはポツダム宣言（同年7月26日）の受諾を行ったが、その第10号は次のような内容である。「10 吾等八日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又八国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非ザルモ吾等ノ俘虏ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰ヲ加エラルベシ 日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ 言論、

宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ」

ポツダム宣言の受諾と現行憲法

この第10号を含め、わが国はポツダム宣言を全面的に受け入れた。このような選択肢以外に道はなかったといってよい。同宣言の最後は、「吾等八日本国政府ガ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス 右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス」と結ばれている。

同宣言の第7号「右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力ガ破碎セラレタルコトノ確証アルニ至ル迄ハ、联合国ノ指定スベキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スル為占領セラルベシ」に基づき、わが国は一時期、連合国の支配下に置かれた。この支配下において現行の日本国憲法が制定され、施行されたのである（昭和21年11月3日公布、翌年5月3日施行）。

憲法前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」と強調した第9条を置いているのは、上記のポツダム宣言とつきあわせてみるとその趣旨が一層よくわかる。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授）

問われている学校の危機管理体制！

“危機管理”研修テキスト三部作 好評発売中

- 『求められる危機管理能力』大石勝男編・2310円
- 『学校の危機管理マニュアル』菱村幸彦編・2310円
- 『危機管理の法律常識』菱村幸彦編・2310円

本紙はホームページでも閲覧できます

8月の研修図書

教育管理職の夏季グループ研修テキストとしての採用が増加。

教育開発研究所刊

2001年校長・教頭・指導主事選考への直前対策講座完結 全7冊一括配本中！

別冊「教職研修」(2001年 No.1～7) 合計定価 7,500円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）